

自治基本条例等の先行事例

	神奈川県	墨田区	世田谷区	杉並区	杉並区	旭川市
名称	行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例	まちづくり条例	行政改革推進条例(失効)	まちづくり条例	自治基本条例	市民参加推進条例
公布日	平成16年10月26日	平成16年6月30日	(平成10年10月)		平成14年12月3日	平成14年7月4日
前文						
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的等
第2条	定義	定義	基本理念	定義	定義	定義
第3条	議会の議決	まちづくり基本理念	基本方針	基本理念	基本理念	基本理念
第4条	知事等への意見	区民等の役割	施策の実施等	区の責務	区民の権利	市の責務
第5条		事業者の役割	行政改革推進体制の確立	区民の責務	区民の義務	市民の責務
第6条		区の役割	職員の育成	事業者の責務	事業者の権利及び責務	市民参加の対象
第7条		まちづくり検討委員会	行財政改善推進計画	公共事業を実施する者の説明責任	区の責務	市民参加の時期
第8条		〃 所掌事務	行政改革推進委員会	まちづくり基本方針	区議会に関する基本的事項	市民参加の方法
第9条		〃 組織	組織	区民等からの地区計画等の原案の申出等	区議会の情報の公開及び提供	情報の公表
第10条		組織及び運営	資料の提出等の協力	地区計画等の原案の縦覧	区議会議員の責務	市民参加の結果の取扱い
第11条		地区まちづくり団体の育成	関係行政機関との連携	説明会の開催等	執行機関に関する基本的事項	意見提出手続
第12条		〃 認定	雑則	地区計画等の原案に対する意見の提出方法	区長の責務等	附属機関の委員
第13条		〃 報告義務		まちづくりルール	執行機関の組織及び職員	附属期間の会議の公開等
第14条		〃 認定の取り消し		まちづくり協議会の要件	基本構想等	市民投票の実施
第15条		地区まちづくり計画		まちづくり協議会の認定の申請	総合的な行政サービスの提供	市民参加推進会議の設置
第16条		地区まちづくり計画の変更等		まちづくりへの支援	行政手続	〃 所掌事項
第17条		地区まちづくり協定		委任	情報の公開及び提供	〃 組織等
第18条		地区まちづくり協定の変更等			個人情報の保護	〃 会長及び副会長
第19条		地区計画等推進地区の指定			説明責任	〃 会議
第20条		開発事業者の情報提供			区民等の要望の取扱い	〃 庶務
第21条		開発事業者への指導			行政評価	〃 会長への委任
第22条		開発事業者名等の公表			財政運営の原則	委任
第23条		地区まちづくり認定団体等へのまちづくり支援			財政状況の公表	
第24条		子供たちへのまちづくり支援			区税等の賦課徴収	
第25条		研究・教育機関等との交流の促進			参画及び協働の原則	
第26条		表彰			住民投票	
第27条		都市計画の案の作成手続			住民投票の請求及び発議	
第28条		地区計画等の原案の作成手続			政策に係る区民等の意見提出手続	
第29条		都市計画の素案の提案			付属機関等への参加	
第30条		地区計画等の素案の基礎となる計画等の提案			国及び他の地方公共団体との協力	
第31条		委任			条例の位置付け	
第32条					委任	
第33条						
第34条						
第35条						
第36条						
第37条						
第38条						
第39条						
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先行事例

	石狩市	仙台市	桐生市	草加市	入間市	志木市
名称	行政活動への市民参加の推進に関する条例	市民公益活動の促進に関する条例	住民投票条例	みんなでまちづくり自治基本条例	元気な入間まちづくり基本条例	行政評価条例
公布日	平成13年9月27日	平成11年3月16日		平成16年6月18日	平成16年3月30日	平成14年6月24日
前文						
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	住民投票に付すことができる重要事項	定義	基本理念	定義
第3条	基本原則	基本理念	住民投票の執行	基本方針	市民の役割	透明性及び公平性の確保
第4条	制度の改善	市の責務	市民、市議会及び市長の責務	パートナーシップによるまちづくりの7つの原則	市の役割	公開の原則
第5条	市民参加手続の実施	市民公益活動を行う者の責務	投票資格者	条例の位置づけ	市民の参加のための環境づくり	成果重視による行財政運営
第6条	市民参加手続の内容及び時期	事業者の協力	市民からの請求による住民投票	市民の権利	市民の活動のための環境づくり	行政資源の有効配分
第7条	提出された意見等の取扱い	基本方針	住民投票の形式	市民の責務	市民と市との協働のための環境づくり	職員の基本姿勢
第8条	公表の方法等	基本施策	住民投票の実施	議員の責務	推進体制	評価の対象
第9条	市民参加手続の予定及び実施状況の公表	市民公益活動促進委員会	情報の提供	市議会の責務	情報の共有と活用	評価の種類
第10条	制度の調整	市民活動サポートセンターの設置	住民投票の成立要件等	市長の責務	自己点検と公表	評価の方法
第11条	審議会等	〃 名称及び位置	投票結果等の告示及び通知	市の責務		自己評価
第12条	構成員	〃 事業	請求の制限期間	説明責任・応答責任		市民評価
第13条	会議の公開等	〃 使用者の範囲	投票結果の尊重	情報の公開と共有		市長評価
第14条	諮問事案等の公表	〃 使用の許可	投票運動	個人情報の保護		評価書の作成
第15条	議事録の作成	〃 使用料	委任	パブリックコメント		評価結果の公表
第16条	パブリックコメント手続等	〃 使用料の返還		審議会委員などの公募		議会への報告
第17条	意見の提出方法等	〃 目的外使用の禁止		評価の実施		市民意見の評価への反映
第18条	公表事項	〃 使用権の譲渡等の禁止		人材の育成		評価結果の活用
第19条	準用	〃 使用許可の取消し等		組織づくり		行政評価委員会の設置
第20条	公聴会	〃 指定管理者		基金などの設置		〃 所掌事務
第21条	公聴会開催の公表	〃 指定管理者が行う業務の範囲		拠点・ネットワークづくり		〃 組織
第22条	公聴会の運営	〃 指定管理者が行う管理の基準		まちづくり支援団体		〃 庶務
第23条	調書の作成等	〃 運営への助言		まちづくりの相談		評価の推進のための体制整備等
第24条	その他の市民参加手続	委任		まちづくり活動の登録など		委任
第25条	その他の市民参加手続実施の公表			まちづくり計画の提案		
第26条	市民意見の積極的な把握			みんなでまちづくり会議		
第27条	市民が自発的に提出した意見の取扱い			住民投票		
第28条	市民参加制度調査審議会の設置			住民投票の発議・請求		
第29条	〃 委員			条例の検証		
第30条	〃 任期			委任		
第31条	〃 会長及び副会長					
第32条	〃 会議					
第33条	〃 庶務					
第34条	〃 委任					
第35条						
第36条						
第37条						
第38条						
第39条						
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先行事例

	志木市	和光市	新座市	新座市	久喜市	富士見市
名称	市政運営基本条例	市民参加条例	オンブズマン条例	パブリック・コメント手続条例	自治基本条例	自治基本条例
公布日	平成13年10月1日	平成15年10月3日	平成9年9月30日	平成14年6月25日	平成16年9月30日	平成16年3月22日
前文						
第1条	目的	目的	目的及び設置	目的	目的	目的
第2条	基本理念	言葉の意味	所管事項	パブリック・コメント手続	定義	定義
第3条	まちづくり活動の支援	市民の役割	職務	定義	基本原則	情報の共有の原則
第4条	情報の共有	市の機関の役割	オンブズマンの責務	パブリック・コメント手続の対象	市民の権利	市民参加の原則
第5条	市民参画	議会の役割	市の機関の責務	適用除外	市民の責務	協働の原則
第6条		市民参加の対象	市民の責務	施策等の案の公表等	市の責務	市民の権利
第7条		市民参加の方法	組織等	意見等の提出	市長の責務	市民の責務
第8条		市民参加の実施	兼職の禁止	意思決定に当たっての意見等の考慮	職員の責務	市議会の責務
第9条		市民政策提案手続	解職	意思決定過程の特例	総合振興計画の策定と進行管理	市の責務
第10条		パブリック・コメント手続	苦情の申立て	一覧表の作成等	行政手続	市長の責務
第11条		公聴会手続	申立手続	委任	説明責任	市職員の責務
第12条		審議会等手続	調査対象外事項等		意見、要望、苦情への対応	市民参加手続
第13条		その他の市民参加の方法	市の機関への通知等		行政評価	市民意見提出手続
第14条		住民投票の請求	調査の方法		健全な財政運営	審議会等への参加
第15条		市長が提案する住民投票	苦情申立人への通知		審議会等	市民参加及び協働の推進
第16条		推進会議の設置	勧告、提言等		議会の責務	自主的なまちづくり活動の促進
第17条		市民参加の実施状況等の公表	勧告、提言等の尊重		議員の責務	計画的な総合行政
第18条		条例の見直し	報告等		情報の公開及び共有	情報の公開
第19条		委任	公表		個人情報の保護	説明責任
第20条			運営状況の報告等		情報の有効活用等	応答責任
第21条			オンブズマン室		コミュニティ活動の推進	個人情報の保護
第22条			委任		参画及び協働の推進	適正な行政手続
第23条					住民投票	市民投票制度の活用
第24条					市民意見提出制度	行政評価
第25条					国及び他の地方公共団体との連携及び協力	健全な財政運営
第26条					国際社会との交流及び連携	条例の位置付け
第27条					自治基本条例委員会の設置	条例の見直し
第28条					この条例の位置付け	委任
第29条					この条例の見直し	
第30条						
第31条						
第32条						
第33条						
第34条						
第35条						
第36条						
第37条						
第38条						
第39条						
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先行事例

	小金井市	狛江市	清瀬市	多摩市	西東京市	横浜市
名称	市民参加条例	市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	市民参加条例	市民活動推進条例
公布日		平成15年3月31日	平成14年9月27日	平成16年3月31日	平成14年10月1日	平成12年3月27日
前文						
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	主体	条例の位置付け	定義	定義
第3条	基本理念	市の責務	男女共同参画	定義	基本原則	市の責務
第4条	市の責務	市民参加の権利	市の責務	基本原則	市民の役割	市民活動を行うものの責務
第5条	市民の責務	市民参加の対象	地方自治及び基本的人権の尊重	市民の権利	市の役割	協力して事業を行う場合の基本原則
第6条	市の会議の公開	市民参加の方法	情報公開	市民の義務	市民参加手続の設定等	市の施策
第7条	情報公開手段の拡充	意見などの取扱い	広報・広聴活動の充実	コミュニティ	附属機関等	事業報告書等の提出及び閲覧
第8条	附属機関等の設置	公表の方法等	基本構想等への参画	市議会の設置	会議公開の原則	市民活動推進委員会の設置
第9条	附属機関等の構成	審議会等の委員	清瀬市まちづくり委員会	市議会の権限	会議録の作成及び公開	〃 組織
第10条	公募委員の選任等	会議の公開	附属機関の構成等	市議会の責務	市民公募	〃 委員の任期
第11条	委員の選任等	諮問事案等の公表	市民活動の支援	市議会議員の責務	附属機関等の構成員	委任
第12条	附属機関等の委員の兼任と任期	会議録の作成と公表	市民の責任	市長の設置	附属機関等の構成員等の公開	
第13条	附属機関等の答申等の尊重	パブリックコメント	市の責任	市長の権限	市民意見提出手続の実施	
第14条	市民の意向調査	公表事項	条例の改正	市長の責務	実施の公表	
第15条	市民の提言制度	意見の提出方法等	委任	市の自立	意見等の提出方法等	
第16条	市民投票	公聴会の手続き		市の組織体制	検討結果の公開	
第17条	市民と市との日常的な協働	公聴会開催の公表		情報共有	市民説明会の開催	
第18条	活動拠点の設置	公聴会の運営		情報公開	開催日時等の事前公表	
第19条	市民参加推進会議の設置	報告書の作成等		個人情報の保護	資料の充実	
第20条	推進会議の役割	その他の市民参加の手続き		説明・応答責任	開催記録の作成及び公開	
第21条	推進会議の構成等	その他の市民参加の手続き実施の公表		参画・協働	市民ワークショップの開催	
第22条	推進会議委員の任期	準用		参画の保障	(準用)	
第23条	推進会議の運営	市民投票		参画の形態	市民投票の実施	
第24条	委任	市民公益活動団体への財政的支援		計画策定等へ参画	その他の市民参加手続の設定	
第25条		〃 活動場所の提供		事業実施における参画	見直し段階における市民参加手続	
第26条		〃 情報環境の整備		評価への参画	この条例の見直し	
第27条		市民公益活動団体の行政活動への参入の機会の提供		参画への支援	委任	
第28条		〃 登録制		住民投票		
第29条		〃 書類等の公表		住民投票の発議・瀬請求		
第30条		審議会の設置		自治推進委員会の設置		
第31条		〃 組織等		委任		
第32条		〃 会長及び副会長				
第33条		〃 会議				
第34条		〃 庶務				
第35条		委任				
第36条						
第37条						
第38条						
第39条						
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先行事例

	川崎市	横須賀市	横須賀市	厚木市	大和市	大和市
名称	自治基本条例	市民パブリック・コメント手続条例	市民協働推進条例	まちづくり理念条例	自治基本条例	新しい公共を創造する市民活動推進条例
公布日	平成16年12月22日	平成13年9月20日	平成13年3月30日	平成15年3月31日	平成16年10月7日	平成14年6月28日
前文						
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	位置付け等	パブリック・コメント手続	定義	まちづくりの主体	最高規範性	用語の意義
第3条	定義	定義	基本理念	市民参加	定義	基本理念
第4条	基本理念	対象	市民の役割	多世代の共生	参加及び協働の原則	市民等の役割
第5条	自治運営の基本原則	適用除外	市民公益活動団体の役割	みんなで支えあう福祉のまちづくり	情報共有の原則	事業者の役割
第6条	市民の権利	政策等の案の公表等	事業者の役割	健康の保持増進	法令の自主解釈	市の役割
第7条	市民の責務	予告	市の役割	美しい環境のまちづくり	財政自治の原則	相互の信頼関係
第8条	事業者の社会的責任	意見等の提出	財政的支援	住みよいまちづくり	対等及び協力の原則	社会資源の活用等
第9条	コミュニティの尊重等	意思決定に当たっての意見等の考慮	行政サービスにおける参入機会の提供	魅力ある生涯学習の推進	市民の権利	協働の拠点
第10条	議会の設置	意思決定過程の特例	登録制	地域社会への参加	市民の責務	市の施策
第11条	議会の権限及び責務	構想又は検討の段階のパブリック・コメント手続	審議会	文化創造のまちづくり	子ども	市民事業
第12条	議員の責務	パブリック・コメント手続実施責任者	その他の事項	スポーツ活動等の推進	地域コミュニティ	協働事業
第13条	市長の設置	一覧表の作成等		安心・安全なまちづくり	市議会の責務	市の施策や計画等への提案
第14条	市長等の権限、責務等	行政手続審議会への報告		産業のまちづくり	市議会議員の責務	協働推進会議
第15条	行政運営の基本等	その他の事項			市長の責務	委任
第16条	財政運営等				市職員の責務	
第17条	評価				総合計画	
第18条	苦情、不服等に対する措置				運営原則	
第19条	区及び区役所の設置				執行機関の組織	
第20条	区長の設置及び役割				行政評価	
第21条	必要な組織の整備等				説明責任	
第22条	区民会議				情報公開	
第23条	情報提供				個人情報の保護	
第24条	情報公開				行政手続	
第25条	個人情報保護				出資法人に対する指導等	
第26条	会議公開				財政の健全性の確保	
第27条	情報共有の手法等の整備				財産管理	
第28条	多様な参加の機会の整備等				財政状況等の公表	
第29条	審議会等の市民委員の公募				厚木基地	
第30条	パブリックコメント手続				住民投票	
第31条	住民投票制度				住民投票の請求等	
第32条	協働推進の施策整備等				他の自治体との連携	
第33条	自治運営の制度等の在り方についての調査審議				委任	
第34条	国や他の自治体との関係					
第35条						
第36条						
第37条						
第38条						
第39条						
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先行事例

	柏崎市	羽咋市	武生市	岡谷市	東海市	東海市
名称	市民参加のまちづくり基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	市民総参加のまちづくり基本条例	まちづくり基本条例	市民参画条例
公布日	平成15年3月20日	平成14年12月26日		平成16年10月6日		
前文						
第1条	目的	条例の目的	目的	目的	目的	目的
第2条	用語の定義	用語の定義	条例の位置付け	用語の定義	定義	定義
第3条	条例の位置付け	まちづくりの原則	定義	市民総参加のまちづくりの基本原則	基本理念	基本理念
第4条	まちづくりの基本理念	情報公開の責務	市民自治の基本理念	市民の役割	市民の権利	市民の責務
第5条	まちづくりの主体	個人情報の保護	市民の権利	市の役割	市民の責務	市長の責務
第6条	まちづくりの目標	説明責任	市民の責務	市民懇話会の設置	市の責務	会議の公開
第7条	参加する権利	地域社会団体等との協働	市民自治活動の原則	審議会等の設置及び運営の方針	市長の責務	委員の公募
第8条	協働の仕組み	広域連携の推進	社会貢献活動	自由参加型市民会議との連携等	総合的な市政の推進	市民投票
第9条	情報共有の原則	市民の権利と責務	地域の自治	子ども会議の開催	総合計画等	
第10条	情報の提供	市長の役割と責務	市民自治活動の支援	意見提出手続の実施	情報の共有、公開及び提供	
第11条	市民の役割	職員の責務	市議会	まちづくりバンクの開設	個人情報の保護	
第12条	コミュニティの役割	議会の役割	市長の責務	まちづくりのリーダーの育成	行政手続	
第13条	市の役割	総合計画等の策定と進管理	職員の責務	生涯学習の機会の活用	説明責任	
第14条	議会の責務	財政の運営と公表	情報の公開及び提供	その他の市民総参加のまちづくりの方法	行政評価	
第15条	市長の責務	行政評価	行政評価	推進体制の整備	財政の仕組み	
第16条	執行機関の責務	行政手続	住民投票の請求又は発議	目標の提示	市民投票	
第17条	説明責任	市民からの事前提言	住民投票の実施	評価の実施	市外の人々との交流	
第18条	委員の市民公募	会議公開の原則	市民自治推進委員会		他の地方公共団体等との連携	
第19条	総合計画等の策定	委員の公募			この条例の位置付け	
第20条	市民投票	住民投票				
第21条	条例の改正	条例の位置付け				
第22条		条例の見直し				
第23条						
第24条						
第25条						
第26条						
第27条						
第28条						
第29条						
第30条						
第31条						
第32条						
第33条						
第34条						
第35条						
第36条						
第37条						
第38条						
第39条						
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先行事例

	高浜市	京都市	岸和田市	池田市	箕面市	箕面市
名称	住民投票条例	市民参加推進条例	自治基本条例	公益活動促進に関する条例	まちづくり理念条例	市民参加条例
公布日	平成14年7月9日			平成13年4月2日	平成9年3月31日	
前文						
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	基本理念	定義	定義	まちづくり規範	定義
第3条	住民投票の請求及び発議	本市等の責務	基本原則	基本理念	まちづくりの主体	市民参加の推進に関する基本理念
第4条	条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例	市民の責務	市民の権利	市の役割	市民参加のまちづくり	市長の責務
第5条	住民投票の形式	市民活動団体の責務	市民の責務	公益活動を行うものの役割	健康と福祉のまちづくり	市民の責務
第6条	住民投票の執行	市民参加推進計画	事業者の権利	市民の役割	文化創造のまちづくり	会議公開の原則
第7条	選挙管理委員会の事務	審議会等の会議の公開	事業者の責務	事業者の役割	文化創造への支援	委員の市民公募
第8条	投票資格者	委員の選任	議会の権能	市の役割	環境との調和と共生	住民投票の実施
第9条	投票資格者名簿の調製等	市政への参加の手續	議会の責務	登録	自然との調和	委任
第10条	被登録資格	まちづくりの活動の支援	議員の責務	登録の変更届	多世代の共生	
第11条	登録	委任	市長の責務	登録の抹消	安全なまちづくり	
第12条	住民投票の請求に必要な署名数の告示		他の執行機関の責務	登録の通知		
第13条	住民投票の期日		職員の責務	登録情報の公開		
第14条	投票所等		コミュニティ活動	公益活動促進協議会の設置		
第15条	投票資格者名簿の登録と投票		地区市民協議会	〃 組織		
第16条	投票資格者でない者の投票		協働	〃 業務		
第17条	投票の方法		参画	〃 運営		
第18条	投票所における投票		意見聴取制度	公益活動促進センターの設置		
第19条	期日前投票等		審議会等の運営	〃 名称及び位置		
第20条	無効投票		住民投票	〃 指定管理者による管理		
第21条	情報の提供		情報の共有	〃 指定管理者が行う業務		
第22条	投票運動		個人情報の保護	〃 指定管理者の指定の申請		
第23条	住民投票の成立要件等		説明責任	〃 指定管理者の指定		
第24条	投票結果の告示等		総合計画	〃 指定の取消し等に係る賠償		
第25条	投票結果の尊重		組織	〃 開館時間及び休館日		
第26条	市民請求等の制限期間		法務	〃 使用者の範囲		
第27条	投票及び開票		財政	〃 使用の制限		
第28条	委任		行政評価	〃 現状回復義務		
第29条			外部機関その他第三者による監査	〃 損害賠償		
第30条			国及び大阪府との関係	〃 他の公共施設の使用への配慮		
第31条			他の地方公共団体及び関係機関との関係	公益活動促進基金の設置		
第32条			最高規範性	〃 積立て		
第33条			条例の見直し	〃 管理		
第34条			その他	〃 運用益金の処理		
第35条				〃 繰替運用		
第36条				〃 処分		
第37条				〃 助成		
第38条				〃 情報公開		
第39条				委任		
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先行事例

	箕面市	箕面市	神戸市	神戸市	神戸市	伊丹市
名称	人権のまち条例	非営利公益市民活動促進条例	行政評価条例	市民による地域活動の推進に関する条例	市民の意見提出手続に関する条例	まちづくり基本条例
公布日	平成15年3月31日	平成11年6月29日	平成16年3月31日			平成15年3月27日
前文						
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	市の役割	定義	定義	定義	定義	基本理念
第3条	市民の役割	基本理念	行政評価の基本的な方針	市民の役割	政策案等の概要の公表	市民の権利
第4条	施策の総合的な推進	市の責務	行政評価の実施	地域組織及びNPOの役割	政策案等の概要の公表方法	市民の責務
第5条	審議会	市民の責務	外部評価委員会	事業者の役割	意見提出の期間及び方法	市の責務
第6条	報酬及び費用弁償	事業者の責務	結果の公表等	市の役割	意見の考慮	情報の共有
第7条		非営利公益市民活動団体の役割	市長の調整	市職員役割	実施状況の公表	対話の場の設置
第8条		助成等環境の整備	出資法人の大規模の建設事業に係る評価	市民と市との関係	出資法人の手続	市民意見表明制度の実施
第9条		公共サービスにおける参入機会の提供		協定の締結等	施行細目の委任	行政評価の実施
第10条		非営利公益市民活動団体の登録等		人材支援		審議会等の委員
第11条		意見等の提出		財政的支援		学習の機会の提供その他の支援
第12条		促進委員会		活動の場の整備		市民投票の実施
第13条		報酬及び費用弁償		推進体制		この条例の位置付け
第14条		委任		地域活動推進委員会の設置		
第15条						
第16条						
第17条						
第18条						
第19条						
第20条						
第21条						
第22条						
第23条						
第24条						
第25条						
第26条						
第27条						
第28条						
第29条						
第30条						
第31条						
第32条						
第33条						
第34条						
第35条						
第36条						
第37条						
第38条						
第39条						
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先事例

	宝塚市	岡山市	岡山市	広島市	高知市	鹿児島市
名称	まちづくり基本条例	組織及びその任務に関する条例	協働のまちづくり条例	住民投票条例	市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	市民参画を推進する条例
公布日	平成13年12月25日	平成13年3月22日	平成12年6月19日	平成15年3月20日	平成15年4月1日	平成15年3月29日
前文						
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	まちづくりの基本理念	構成等	定義	住民投票に付することができる重要事項	用語	定義
第3条	市の責務	任務	基本理念	市民、市議会及び市長の責務	まちづくりへの参加	市民参画の基本原則
第4条	市長の責務	委任	市の責務	住民投票の投票権を有する者	自主性の尊重	市民の役割
第5条	職員の責務		市民の役割	市民からの請求による住民投票	合意に至る過程の尊重	市の役割
第6条	市民の権利と責務		非営利公益活動団体の役割	住民投票の形式	情報の共有	市民参画手続の実施
第7条	説明責任		市の施策	住民投票の実施	連携	市民参画手続の対象等
第8条	情報の共有		特定非営利公益事業の指定	投票所	市民の役割	実施時期
第9条	情報の公開及び提供		指定の申請	投票所においての投票	NPOの役割	提出された意見等の取扱い
第10条	個人情報の保護		特定非営利公益事業への支援措置	期日前投票等	事業者の役割	公表の方法
第11条	行政手続		特定非営利公益事業及び団体の活動状況等に係る報告	情報の提供	施策の実施	市民参画手続の実施予定及び実施状況の公表
第12条	総合的な市政の推進		指定の取消し	住民投票の成立要件等	広報広聴	パブリックコメント手続の実施
第13条	他の地方公共団体との連携		委任	投票結果等の告示及び通知	施策への反映	パブリックコメント手続の対象とする事項の案の公表等
第14条	総合計画等			請求の制限期間	説明責任	審議会等への付議
第15条	行政評価			東京結果の尊重	コミュニティ計画の策定	審議会等の構成員
第16条	財政の仕組み			投票及び開票	職員研修等	審議会等の会議公開の原則
第17条	市民投票			委任規定	市民活動の拠点の整備等	会議に関する記録の作成及び公開
第18条	条例の位置付け				助成等	意見交換会等の開催
第19条					NPOへの業務参入機会の提供	ワークショップ方式等の実施
第20条					市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例見守り委員会の設置	市民参画手続を経ずに提出された市民からの意見等の取扱い
第21条					" 所掌事項	市民の意見等の把握
第22条					" 組織	鹿児島市市民参画推進に関する市民会議の設置
第23条					委任	" 所掌事務
第24条						" 組織
第25条						" 任期
第26条						" 会長及び副会長
第27条						" 会議
第28条						" 構成員の選考等
第29条						" 庶務
第30条						" 会長への委任
第31条						委任
第32条						
第33条						
第34条						
第35条						
第36条						
第37条						
第38条						
第39条						
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先行事例

	ニセコ町	猿払村	猿払村	猿払村	幕別町	会津坂下町
名称	まちづくり基本条例	まちづくり会議条例	まちづくり理念条例	村民参加条例	まちづくり町民参加条例	まちづくり基本条例
公布日	平成12年12月27日	平成15年12月18日	平成13年3月23日	平成13年3月23日	平成12年9月29日	平成14年12月16日
前文						
第1条	目的	設置及び目的	目的	目的	目的	目的
第2条	情報共有の原則	所掌事項	まちづくり規範	定義	定義	定義
第3条	情報への権利	用語の定義	まちづくりの主体	村民参加の推進に関する基本理念	基本理念	住民自治の原則
第4条	説明責任	組織	村民参加のまちづくり	村長の責務	町長の責務	町民投票
第5条	参加原則	総会	健康と福祉のまちづくり	村民の責務	町民の責務	地域理解の促進
第6条	意思決定の明確化	会長及び副会長	文化創造のまちづくり	会議公開の原則	会議公開の原則	合意形成の重視
第7条	情報共有のための制度	協働委員会	文化創造への支援	委員の村民公募	委員の公募	情報の共有
第8条	情報の収集及び管理	村民委員会及び職員委員会	環境との調和と共生	村民投票の実施	委任	人材育成
第9条	個人情報の保護	会議の成立要件	自然との調和	委任		公益的活動の推進
第10条	まちづくりに参加する権利	任期	多世代の共生			交流と連携
第11条	満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利	部会等	安全なまちづくり			町民の権利と責任
第12条	まちづくりにおける町民の責務	事務局				町の責務
第13条	まちづくりに参加する権利の拡充	公開				議会の責務
第14条	コミュニティ	費用の弁償				協働のしくみづくり
第15条	コミュニティにおける町民の役割	委任				この条例の位置付け
第16条	町とコミュニティのかかわり					委任
第17条	町長の責務					
第18条	就任時の宣誓					
第19条	執行機関の責務					
第20条	組織					
第21条	審議会等への参加					
第22条	意見・要望・苦情等への応答義務等					
第23条	意見・要望・苦情等への対応のための機関					
第24条	行政手続の法制化					
第25条	計画過程等への参加					
第26条	計画の策定等における原則					
第27条	計画策定の手続					
第28条	財政の総則					
第29条	予算編成					
第30条	予算執行					
第31条	決算					
第32条	財産管理					
第33条	財政状況の公表					
第34条	評価の実施					
第35条	評価方法の検討					
第36条	町民投票の実施					
第37条	町民投票の条例化					
第38条	町外の人々との連携					
第39条	近隣自治体との連携					
第40条	広域連携					
第41条	国際交流及び連携					
第42条	条例制定等の手続					
第43条	この条例の位置付け					
第44条	条例等の体系化					
第45条	この条例の検討及び見直し					
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先事例

	幾和町	南河内町	大平町	高根沢町	堺町	鳩山町
名称	住民投票条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	行政評価に関する条例	住民投票条例	まちづくり基本条例
公布日	平成15年10月1日		平成16年3月22日	平成14年12月18日	平成14年9月20日	平成15年3月18日
前文						
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	定義	定義	定義	定義
第3条	住民投票の請求及び発議	住民自治の原則	人権尊重の原則	評価実施の基本的考え方	住民投票の請求及び発議	まちづくりの基本理念
第4条	条例の制定又は改廃に係る町民請求の特例	協働の原則	自然との共生の原則	評価の実施	条例の制定又は改廃に係る町民請求の特例	まちづくりの主体
第5条	住民投票の形式	基本目標	参加の原則	評価調書	住民投票の形式	町民の権利
第6条	住民投票の執行	住民の役割と責務	情報共有の原則	評価結果の反映等	住民投票の執行	町民の責務
第7条	選挙管理委員会の事務	自主性の尊重	説明責任	住民の意見聴取	選挙管理委員会の事務	コミュニティの形成
第8条	投票資格者	議会の役割と責務	情報公開	議会への報告	住民投票の期日	コミュニティ活動の支援
第9条	投票資格者名簿の調製等	行政の役割と責務	情報の共有化の推進	委任	投票資格者	議会の役割
第10条	被登録資格	現状の把握	個人情報保護		投票資格者名簿	議会の責務
第11条	登録	住民参画	まちづくりに参加する権利		秘密投票	行政の責務
第12条	住民投票の請求に必要な署名数の告示	委員会等	満20歳未満の町民の権利		1人1票	町政の運営
第13条	住民投票の期日	普及啓発	働き学ぶ人等の権利		投票の方式	行政組織の構成
第14条	投票資格者名簿の登録と投票	住民提案	受益の権利		無効投票	財政の運営
第15条	投票日当日に投票資格者でない者の投票	コミュニティの形成	意見を表明する権利		情報の提供	他の地方公共団体等との連携
第16条	投票の方法	まちづくり活動支援	まちづくりにおける責務		投票運動	まちづくりへの参加
第17条	投票所における投票	情報提供と共有	人権を尊重する責務		住民投票の成立要件等	政策立案への参加
第18条	不在者投票	説明責任	次世代への責務		投票結果の告示等	計画及び条例策定への参加
第19条	無効投票	住民の意思表示 -パブリックコメント-	負担の義務		投票結果の尊重	予算策定への参加
第20条	情報の提供	住民投票	地域共同体		町民請求等の制限期間	審議会等への参加
第21条	投票運動	住民投票の請求	地域共同体の支援		投票及び開票	環境と共生するまちづくり
第22条	住民投票の成立要件等	住民投票の取り扱い	議会			人権を尊重するまちづくり
第23条	投票結果の告示等	まちづくり委員会の設置	議会の責務			文化創造のまちづくりの推進
第24条	投票結果の尊重	〃 委員	議員の責務			文化創造への支援
第25条	町民請求等の制限期間	〃 役割	町長			健康の増進と福祉の向上
第26条	投票及び開票	〃 開催	町長の責務			保健、医療及び福祉の連携
第27条	委任	専門員の委嘱	就任時の宣誓			安全なまちづくり
第28条		基本理念	町の責務			潤いのあるまちづくり
第29条		個別条例	町民参加の実施			個性あるまちづくり
第30条		見直し規定	意見募集			行政評価
第31条			職員の責務			説明する責任
第32条			行政組織			パブリックコメント
第33条			職員政策			町民意識調査
第34条			審議会等			住民投票
第35条			行政手続			この条例の位置付け
第36条			要望等への対応			改正
第37条			救済機関			その他
第38条			町民投票			
第39条			町民投票の実施			
第40条			基本構想等			
第41条			計画策定の原則			
第42条			計画策定への参加			
第43条			財政			
第44条			予算			
第45条			予算執行			
第46条			決算			
第47条			財政状況の公表			
第48条			財産管理			
第49条			法務			
第50条			法務への参加			
第51条			行政評価			
第52条			交流			
第53条			まちづくり活動への支援			
第54条			広域連携			
第55条			国際交流			
第56条			最高規範性			

自治基本条例等の先事例

	愛川町	吉川町	関川村	生野町	哲西町	二丈町
名称	自治基本条例	まちづくり基本条例	むらづくり基本条例	まちづくり基本条例	住民投票条例	住民参画まちづくり条例
公布日	平成16年3月26日				平成15年3月31日	
前文						
第1条	目的	目的	目的	自立共助の原則	目的	目的
第2条	定義	用語の定義	用語の定義	情報共有の原則	定義	定義
第3条	参加の原則	この条例の位置付け	基本原則	参画協働の原則	住民投票の請求及び発議	基本理念
第4条	情報共有の原則	まちづくりの基本理念	人権の尊重	人権の尊重	条例の制定又は改廃に係る町民請求の特例	町の責務
第5条	町民等の権利及び責務	まちづくりの基本目標	むらづくりの規範	学ぶ権利	住民投票の形式	町職員の責務
第6条	議会の責務	男女共同参画の原則	村民の権利	社会への参加	住民投票の執行	住民の権利
第7条	町の責務	子ども参画の原則	村民の義務	情報を知る権利	選挙管理委員会の事務	住民の責務
第8条	基本構想等	情報共有の原則	コミュニティの役割	まちづくりに参加する権利	投票資格者	計画への住民参画の推進
第9条	財政運営	協働の原則	集落の役割	町長の責務	投票資格者名簿の調整等	附属機関等への住民参画の推進
第10条	行政評価	住民の権利	むらづくり活動への支援	議会の役割と責務	被登録資格	施策・事業への反映
第11条	行政手続	住民の役割と責務	議会の役割	"	登録	協働事業の実行
第12条	住民投票	議会の役割と責務	村の役割	"	住民投票の請求に必要な署名数の告示	ボランティア活動の推進
第13条	情報の公開及び提供	議員の責務	村政運営	町職員の責務	住民投票の期日	評価の実施
第14条	個人情報の保護	町長の役割と責務	総合計画等	"	投票資格者名簿の登録と投票	評価委員会の設置
第15条	会議の公開	執行機関の役割と責務	自治体間の連携	総合計画等の策定	投票日当日に投票資格者でない者の投票	公表
第16条	委員の公募	組織機構	情報の共有の原則	実施、評価段階での協働	投票の方法	委任
第17条	パブリック・コメント手続の実施	説明・応答責任	情報公開	委員の公募	投票所においての投票	
第18条	パブリック・コメント手続の定義	意見・要望・苦情等への対応のための機関	参画の原則	生涯学習の推進	不在者投票・期日前投票	
第19条	パブリック・コメント手続の対象	総合計画等の策定	協働の原則	まちづくり活動への支援	無効投票	
第20条	政策等の案の公表	計画策定への参画	行政評価等	活動団体の連携	情報の提供	
第21条	パブリック・コメント手続の予告	情報共有の推進	推進機関	コミュニティの充実	投票運動	
第22条	意見等の提出	個人情報の保護	条例の尊重	効率的な組織の構成	住民投票の成立要件等	
第23条	意見等の考慮	評価の実施	条例の見直し	情報の公開	投票結果の告示等	
第24条	町民等及び町民公益活動団体との協働	結果の公開	委任	審議会等の公開	投票結果の尊重	
第25条	町民公益活動の定義	予算		説明責任	町民請求等の制限期間	
第26条	町民公益活動の支援	決算		個人情報の保護	投票及び開票	
第27条	まちづくりの推進	財産管理		公正な政策評価	委任	
第28条	まちづくりの推進地区の指定	財政状況の公表		健全な財政運営		
第29条	まちづくりの推進団体	住民投票		"		
第30条	まちづくり協定の締結	町外の人々との連携		行政手続		
第31条	協定の遵守	近隣自治体との連携		住民投票		
第32条	まちづくり支援	広域連携		町外の人々との交流		
第33条	町民参加推進会議	国際交流		他の自治体との連携・協力		
第34条	委任	この条例の検討及び見直し		最高規範性		
第35条				条例の体系化		
第36条						
第37条						
第38条						
第39条						
第40条						
第41条						
第42条						
第43条						
第44条						
第45条						
第46条						
第47条						
第48条						
第49条						
第50条						
第51条						
第52条						
第53条						
第54条						
第55条						
第56条						

自治基本条例等の先行事例

名称	小長井町 採石場の新規計画及び 採石場の拡張計画につい ての住民投票に関する条 例	小長井町 まちづくり町民参加条例
公布日		
前文		
第1条	目的	目的
第2条	住民投票	基本理念
第3条	住民投票の実施とその措 置	用語の定義
第4条	住民投票の執行	町の責務
第5条	住民投票の期日	町民の責務
第6条	投票資格者	会議公開の原則
第7条	投票資格者名簿	委員の公募
第8条	秘密投票	住民投票の実施
第9条	一人一票	
第10条	投票所における投票	
第11条	投票の方式	
第12条	投票の効力の決定	
第13条	無効投票	
第14条	投票結果の告示等	
第15条	投票運動	
第16条	投票及び開票	
第17条	委任	
第18条		
第19条		
第20条		
第21条		
第22条		
第23条		
第24条		
第25条		
第26条		
第27条		
第28条		
第29条		
第30条		
第31条		
第32条		
第33条		
第34条		
第35条		
第36条		
第37条		
第38条		
第39条		
第40条		
第41条		
第42条		
第43条		
第44条		
第45条		
第46条		
第47条		
第48条		
第49条		
第50条		
第51条		
第52条		
第53条		
第54条		
第55条		
第56条		